

寝屋川市みんなのまち基本条例制定時の主な議論・意見

【条例の名称及び前文について】

	主な議論・意見概要
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 (公募市民・学識経験者を構成員とした委員会)	【条例の名称について】 ・ 市民に分かりやすく、親しみやすい条例にしていく必要がある。 ・ 難しい言葉ではなく分かりやすい、また、みんなでまちづくりをしていくという意味を込めて、「みんなのまち」を題名とする。 ・ 寝屋川市のまちづくりの基本原則となる条例であるという位置付けを明確にしておくため、条例の題名を「寝屋川市みんなのまち基本条例」とする。 【前文について】 ・ なぜ、今、自治基本条例が必要になったのかを条文に規定する必要があるのではないか。条例制定時の背景を将来に伝えていくために、経緯を前文に入れるべきではないか。 ・ 4つのポイントとして、 「①社会情勢（社会環境の変化、寝屋川市の地域環境、課題）」 「②基本理念（市民自治、協働によるまちづくり）」 「③人権尊重のまちづくり、環境に配慮したまちづくり」 「④寝屋川市のシンボル（歴史・文化、人と人とのつながりではぐくまれてきた地域、まちを流れる寝屋川）」 は大事である。（前文に私たちの思いを全て込めている。） ・ 将来まで、この前文がいきる表現にし、現状を踏まえて、将来を見据えてやっているという決意が出るような前文でなければならない。
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例推進会議 (部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議)	【条例の名称について】 ・ (仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会での議論、意見等を反映する。 【前文について】 ・ 前文は、時代が変わると陳腐化するおそれがあるため、普遍的な内容が良い。 ・ 前文は、コンパクトにまとめた方が良い。 ・ 前文には、社会環境の変化、協働によるまちづくり、人権尊重のまちづくり、環境に配慮したまちづくり等について規定することが大事である。 ・ 本条例を制定したときの状況、時代背景が後々まで分かるように、歴史的背景を記載した方が良いのではないか。



〔パブリック・コメント手続〕

〔平成 19 年 12 月市議会定例会〕

最終結論	・ 本市における自治の基本理念や市民、議会、行政のそれぞれの役割と責務など「自治の基本ルール」を定めた「寝屋川市みんなのまち基本条例」を制定。 ・ 条例の趣旨を明確にするため、市の特徴、条例制定の背景、目指すべきまちづくりの方向、条例制定の決意等について、具体的な条文の前に前文を明記。
------	--

【第1条（目的）について】

	主な議論・意見概要
（仮称）寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 （公募市民・学識経験者を構成員とした委員会）	【条例の目的について】 - 暮らしやすい地域社会、居心地のいい地域社会の基本となるのは、身近な市民どうしのつながりや地域におけるつながりであると考え。そのつながりを基本として、自分たちのことを自分たちで決めて、それぞれの特色をいかした役割を担っていくこと、つまり、「市民自治」が、これからのまちづくりの原則となると考える。 - 寝屋川市でめざすまちづくりの姿とは、「市民自治」「市民参画によるまちづくり」「協働によるまちづくり」であり、市民と行政などが共に考え、行動し、信頼関係を深めながら、暮らしやすいまちを実現するための根本原則・基本原則として、本条例を定めるものである。 - 協働を一層推進するため、自治体としての基本的な理念と原則を明らかにし、まちづくりのルールを決めることが必要である。
（仮称）寝屋川市みんなのまち条例推進会議 （部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議）	【条例の目的について】 - みんなのまちとは、どんなまちであるか。それは「みんなに誇れる住みよいまち」である。 - 本条例の目的と総合計画におけるまちづくりの基本目標との整合を図り規定すべきである。



〔パブリック・コメント手続〕

〔平成19年12月市議会定例会〕

最終結論	条文第1条に本条例の目的を規定。
------	------------------

【第2条（定義）について】

	主な議論・意見概要
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 公募市民・学識経験者を構成員とした委員会	【「市民」について】 ・ 寝屋川市に住み、働き、学び活動する全ての人・団体であるとする。地方自治法上の住民とは違う（企業、事業者、NPO など）。通過市民（観光に来る人、買い物に来る人など。）はどう扱うのか。基本条例の中では市民というのは非常に幅広く持たせたものに整理し直さないといけないのではないか。 ・ まちづくりには多くの市民の関わりが必要である。 【「議会」について】 ・ 市民の信託に基づいて設置されている議会は、市民の意見が反映される、市民に身近な存在であるべきである。 ・ 議会や議員の活動を市民が知ることができる仕組みが必要である。 【「行政」について】 ・ 行政は法律の枠組みの中で最低限のことだけを担い、そのほかは、協働で行うべきではないか。 ・ 行政運営においては、協働を推進し、市民の主体性を引き出しながら市民生活をサポートすることが必要である。 【「まちづくり」について】 ・ これからのまちづくりは、市民が主役であり、市民相互のつながりや地域のつながりが基本である。 ・ 寝屋川市だけにとらわれず、他市・他府県・他国のことも視野に入れ、グローバルな視点でまちづくりを考えるべきである。 【「市民活動」について】 ・ 自治会などの地域活動団体やNPOなどのテーマ型活動団体、また、サークル活動や趣味の集まりなど、あらゆる活動を市民活動と考える。幅広く活動を捉える意味から、「市民公益活動」ではなく「市民活動」を使う。 ・ コミュニティ活動を充実させるために、それぞれの団体・活動の果たすべき役割を検証して、特性や特徴をいかした役割分担を行うとともに、情報交換や地域資源の相互提供など、ゆるやかな連携を図ることが必要である。 【「参画」について】 ・ 市民がまちづくりに関して、意見を述べ、政策の立案や実施に主体的に関わること。 ・ 政策立案・実施・評価など市政の様々な場面に市民が幅広く取り組むこと。 【「協働」について】 ・ 自分たちのことは自分たちでやる。（行政は補完） ・ 協働は役割分担。市民にも権限・財源を配分できないか。 【「熟議」について】 ・ 理想として、努力を重ねて合意をすることが必要だが、結果としての合意よりも、どれだけ議論を重ねたのか、あるいはどこまで合意ができていて、どの部分がお互いに合意に至っていないのか理解することが大事である。 ・ まちづくりの進め方の根本原則に熟議を据えて大丈夫か。お互いに理解、納得することになったときに、それに縛られて動けなくなることはないか。

(仮称) 寝屋川市みんなのまち条例推進会議

部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議

【「市民」について】

- ・ 市民の定義の中に事業者を入れるのはどうか。事業者とすると色々な団体が含まれ、営利目的の事業者と市民を同列に扱うのはいかなものか。
- ・ 社会参加には様々な企業参加がある。企業も企業市民として地域のまちづくりの中に参加してもらうことは非常に大切である。

【「議会」について】

- ・ 議会は、市民の代表として、議決権、調査権、検査権などの権限を十分に活用し、「意思決定する議会」、「監視する議会」、「意見表明する議会」として、市政における重要な意思決定、行政に対するチェック機能、国等に対する意見表明などを行う。
- ・ 多様な市民意見や市のおかれている状況等をもとに十分な議論を行い、適切に市民の意見を反映させ、市の将来を見据えた的確な結論を出す。協働のまちづくりに向けた、「協働する議会」が必要である。

【「行政」について】

- ・ 「執行機関等」とは、独自の執行権を有し、担任する事務について、自治体としての意思決定を自ら行い、外部に表示することができる機関をいう。市の代表者である市長と、市長から独立して専門的な立場に立って仕事を分担する6つの行政委員会及び委員、水道事業管理者を指す。
- ・ 市長及び地方自治法第180条の5に列記されている執行機関に、独立した権限を有する公営企業管理者を加えたものであり、一般に「行政」といわれる全てを網羅したもの。

【「まちづくり」について】

- ・ 市民相互の信頼・協働関係がまちづくりの基本である。
- ・ 「市民一人一人が暮らしやすいまちの実現をめざして形成する様々なつながりや、その活動」である市民活動が、まちづくりに重要な役割を果たしていることを認識し、尊重するとともに、守り、育てていくよう努める。
- ・ 寝屋川市でめざすまちづくりの姿とは、「市民自治」「市民参画によるまちづくり」「協働によるまちづくり」である。

【「市民活動」について】

- ・ 市民が暮らしやすいまちの実現をめざして形成する様々なつながり及びその活動をいう。
- ・ 自治会や隣組などの地縁型の市民活動や、ボランティアやNPOなどのテーマ型の市民活動など、また、何人かの市民が集まった趣味のグループなどのつながりや活動をすべて、市民活動として捉え、地域の課題解決を図り、親睦を深めるなど、まちづくりに重要な役割を果たしていると考ええる。

【「参画」について】

- ・ 審議会やワークショップの委員としてまちづくりに関して意見を述べる等、政策立案・実施・評価など市政の様々な場面に市民が主体的に取り組むことをいう。
- ・ 参画の手法は多種多様であり、個々の施策・事業及びその段階に応じ適切な手法を活用する必要がある。(政策の企画立案等のためのワークショップ、政策決定等のための審議会等への参画や、パブリック・コメントなど。)

【「協働」について】

- ・ 市民、行政、地域づくりに関わる様々な主体が、共通の目的を達成するために、対等な立場で協力すること。

	・ まちづくりやこれまで主に行政が担ってきた公共的な活動を、これからは市民も行政と共に担っていくという考えをいう。 【「熟議」について】 ・ 「熟議」という言葉は意味が分かりにくく、条文の理解を困難にする可能性があるため、小学校高学年にも分かる言葉を使うべきである。 ・ 条例に「熟議」という表現を直接的に規定するよりも、より一般的な表現として記載する方が良いのではないか。
--	---



〔パブリック・コメント手続〕

〔平成 19 年 12 月市議会定例会〕

最終結論	・ 条文第 2 条に「市民」「議会」「行政」「まちづくり」「市民活動」「参画」「協働」の定義を規定。 ・ 「熟議」については、条文に文言として記載はしないが、十分に対話、議論するという趣旨を踏まえ、より普遍的な表現として、条文の前文に「十分な対話のもと」という文言を記載。
------	---

【第3条（基本理念）について】

	主な議論・意見概要
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 （公募市民・学識経験者を構成員とした委員会）	【条例の基本理念について】 ・ これからのまちづくりは、市民が主役であり、市民相互のつながりや地域のつながりが基本である。 ・ 先人の残してくれた貴重な歴史・文化を引継ぎ守りながら寝屋川市らしさを発展させ、歴史と伝統をいかした文化の薫るまちづくりに取り組むべきである。 ・ 本条例は、市民のための、市民の幸せのための条例となるべきである。
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例推進会議 （部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議）	【条例の基本理念について】 ・ 市民は、自分たちの代表である市議会議員や市長を選挙で選ぶだけでなく、市政に主体的に関わり、参画を基礎としてまちづくりを進めていくものとし、執行機関はその権利を保障しなければならない。 ・ まちづくりの主役は市民であり、協働をうたう形とするのがよいのではないか。



〔パブリック・コメント手続〕

〔平成19年12月市議会定例会〕

最終結論	条文第3条に本条文の基本理念を規定。
------	--------------------

【第4条（市民相互の協働）について】

	主な議論・意見概要
（仮称）寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 （公募市民・学識経験者を構成員とした委員会）	【市民相互の協働について】 - 暮らしやすい地域社会をつくっていくためには、市民相互のつながりの中で、それぞれの関わり方に応じて、市民が主体的な活動を行っていくことが大切であり、地域のことを地域で自律して行うためには、人のつながりや地域の交流をより強くすることが必要である。 - 多様な市民、そして多様な価値観が存在している中では、その多様性やそれぞれの立場や役割を認め合い、市民間で交流していくための「交流の場」や、議論できる「対話の場」が必要である。
（仮称）寝屋川市みんなのまち条例推進会議 （部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議）	【市民相互の協働について】 - 市民は、お互いの存在や価値観を認め合うことが重要である。市民自身が自治の主体、まちづくりの担い手であることを認識し、自分の発言と行動には責任を持ってまちづくりに関わることを規定する。 - 市民活動が、まちづくりに重要な役割を果たしていることを認識し、尊重するとともに、守り、育てていくよう努めるものとする。 - 市民活動には、自治会などの地縁型の市民活動や、NPOなどのテーマ型の市民活動などがあり、それらは地域の課題解決を図り、地域の親睦を深めるなどして、地域社会で重要な役割を担っている。



〔パブリック・コメント手続〕

〔平成19年12月市議会定例会〕

最終結論	条文第2章協働に第4条（市民相互の協働）を規定。
------	--------------------------

【第5条（市民と行政の協働）について】

	主な議論・意見概要
（仮称）寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 （公募市民・学識経験者を構成員とした委員会）	【市民と行政の協働について】 ・ 市民と行政は対等な立場。一番大事なのは、対等な立場でお互いの分野で力を出し合って一つのものをつくり上げていくことではないか。 ・ 協働については、少子高齢化や様々なサービスが必要になってきたという時代背景や、寝屋川市として「なぜ協働が必要か」を明らかにしつつ、多様な価値観を認め合い、自分たちのことは自分たちで担うという前提を確認することが必要である。
（仮称）寝屋川市みんなのまち条例推進会議 （部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議）	【市民と行政の協働について】 ・ 市民と行政の役割を明確にし、お互いに何をどこまでできるのか、どういった協働ができるのか、前向きに考えていく必要がある。 ・ これまで主に執行機関等が担ってきた公共的な活動やサービスを、これからは市民と執行機関等が協力して担うことで、身近な地域はもちろんのこと、寝屋川市全体をより豊かにしていく「協働」のまちづくりが注目される。

〔パブリック・コメント手続〕

〔平成 19 年 12 月市議会定例会〕



最終結論	条文第2章協働に第5条（市民と行政の協働）を規定。
------	---------------------------

【第6条（安全・安心の向上）】（平成 24 年度の検証により追加された条文）

	主な議論・意見概要
平成 24 年度 寝屋川市みんなのまち基本 条例検証委員会	・ 本市では、現在、地域防災計画の改訂に取り組んでおり、それに基づきハザードマップを作成、全戸配布を予定するなど、より一層防災力の強化を図っているところである。市の今後の安全・安心のまちづくりを進めていく上で、減災は最も重要なことである。 ・ 本市では、現在、安全・安心を担保する地域防災計画が改訂途中だが、災害は発生が予測できないため、安全・安心のまちづくりの重要性は今後も高いことから、安全・安心の向上に係る条文は追加した方が良い。 ・ 大規模災害が発生した際には、行政が直接的に全ての人に対して公助を行うことは難しいことから、まずは自助が最も大事で、その次は共助であるということを、過去の経験や被災者の意見などで拝聴している。そういった点を踏まえるべきである。 ・ 東日本大震災や平成 24 年 8 月 14 日の短時間豪雨の経験から、災害等から生命・財産を守る安全・安心の重要性が改めて認識されるようになっている。 ・ 東海、東南海、南海地震などの大規模地震が高い確率で発生することが予想されており、市民及び行政の双方が安全・安心の向上に取り組む旨の規定が必要である。



〔パブリック・コメント手続〕

〔平成 25 年 3 月市議会定例会〕

最終結論	第 2 章協働の第 5 条（市民との協働）の次に第 6 条（安全・安心の向上）として条文を追加する。
------	--

【第7条（透明性の確保等）について】

	主な議論・意見概要
（仮称）寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 （公募市民・学識経験者を構成員とした委員会）	【透明性の確保等について】 ・ 公平・透明な情報公開による説明責任を果たすとともに、積極的な広報活動や市民が求める行政情報の提供により、情報の共有化を図る必要がある。 ・ 市民に明確に説明できる専門知識の取得や、そのための訓練やトレーニングが必要である。 ・ 行政は、市民の市政に関する意見、要望、提案等に対して、迅速かつ誠実に応答しなければならない。 ・ 行政は、政策等の立案、実施、評価の過程において、その経過、内容、効果等を分かりやすく市民に説明し、公正で透明な行政の実現を図らなければならない。
（仮称）寝屋川市みんなのまち条例推進会議 （部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議）	【透明性の確保等について】 ・ 行政は、その保有する情報を適時かつ適切に公開し、又は提供することにより常に市民と情報を共有し、執行機関等の透明性、応答責任及び説明責任を確保する仕組みを構築しなければならない。 ・ 行政は、市民の市政に関する意見、要望、提案等に対して、迅速かつ誠実に応答しなければならない。 ・ 行政は、市民に対する情報の提供にあたっては、政策等の立案、実施及び評価の各過程において、その経過、内容、効果等を市民に分かりやすく説明しなければならない。 ・ 市民と行政が協働するためには、前提として透明性の確保、応答責任、説明責任を行政の役割の中に入れたほうがよい。



〔パブリック・コメント手続〕

〔平成19年12月市議会定例会〕

最終結論	条文第2章協働に第7条（透明性の確保等）を規定。
------	--------------------------

【第8条（情報公開）について】

	主な議論・意見概要
（仮称）寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 （公募市民・学識経験者を構成員とした委員会）	【情報公開について】 ・ 公平・透明な情報公開による説明責任を果たすとともに、積極的な広報活動や市民が求める行政情報の提供により、情報の共有化を図る必要がある。 ・ 市民が行政を信用できる仕組みが必要。（情報公開が大前提） ・ 行政がなぜ決定したかという過程も公開すべき。 ・ 説明できるだけの専門知識の取得が必要。 ・ 市民と行政は、協働のまちづくりを進めるため、その保有する情報を常に共有しなければならない。 ・ 行政は、市民の知る権利を保障し、公正で透明な行政の実現を図るため、情報を公開しなければならない。
（仮称）寝屋川市みんなのまち条例推進会議 （部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議）	【情報公開について】 ・ 行政が持つ情報は市民の情報であることを認識し、行政は市民との情報共有の前提として、情報公開・提供を推進しなければならない。 ・ 寝屋川市では、情報公開条例が、平成10年（1998年）1月から施行されており、今後ともその適正な運用を図る必要がある。 ・ 市民からの公開請求がなくても、行政は積極的に情報を提供していかなければならない。 ・ 誰にも分かりやすい形で提供すること、市民が情報を必要とするときに迅速にタイミングよく公開・提供することが必要である。 なお、そのような情報は平等に提供することが必要であり、そのための伝達手段の工夫が必要である。



〔パブリック・コメント手続〕

〔平成19年12月市議会定例会〕

最終結論	条文第2章協働に第8条（情報公開）を規定。
------	-----------------------

【第9条（個人情報の保護）について】

	主な議論・意見概要
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 （公募市民・学識経験者を構成員とした委員会）	【個人情報の保護】 情報の公開については、適正な運用を図る必要がある。
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例推進会議 （部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議）	【個人情報の保護】 行政は、事務遂行に当たって必要な場合、法律、条令等の規定に基づき、個人情報を収集・管理することができるため、収集した個人情報を適正に管理しなければならない。



〔パブリック・コメント手続〕

〔平成19年12月市議会定例会〕

最終結論	条文第2章協働に第9条（個人情報の保護）を規定。
------	--------------------------

【第 10 条（市民活動の尊重等）について】

	主な議論・意見概要
（仮称）寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 （公募市民・学識経験者を構成員とした委員会）	【市民活動の尊重等について】 ・ 住民主体の活動であるが、行政のバックアップが必要ではないか。 ・ 自主的・主体的なコミュニティ活動を継続するための、行政からの側面的な支援策について検討する必要がある。 ・ 市民活動を長続きさせる工夫が必要である。
（仮称）寝屋川市みんなのまち条例推進会議 （部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議）	【市民活動の尊重等について】 ・ 行政が市民活動に対し、関わり合いを無理に持つということがあってはならないのではないか。市民活動は自主的・自立的活動であるとする。 ・ 市民活動とは何か、ある程度定義する必要がある。また、寝屋川市市民活動支援指針等との整合性を図る必要がある。



〔パブリック・コメント手続〕

〔平成 19 年 12 月市議会定例会〕

最終結論	条文第 2 章協働に第 10 条（市民活動の尊重等）を規定。
------	--------------------------------

【第 11 条（市民参画の推進）について】

	主な議論・意見概要
（仮称）寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 （公募市民・学識経験者を構成員とした委員会）	【市民参画の推進について】 ・ 市は、市政運営の様々な場面で、広く市民の声を聴いたり、市民の市政への参画を積極的に推進していかなければならない。 ・ 行政は、市民の意見が市政に反映されるとともに、参画する機会が公平に保障されるよう、多様な市民参画制度の整備を図るべきである。 ・ 市民参画に当たっては、行政運営の様々な段階で市民参画の機会が保障されるよう、事業の各段階や内容に応じて適切な制度が必要である。
（仮称）寝屋川市みんなのまち条例推進会議 （部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議）	【市民参画の推進について】 ・ 行政は、市民の行政運営への参画を促進する環境づくりの手法を常に考えなければならず、様々な手法について検討を行う必要があると考える。 ・ 行政側から見た住民参画の在り方なども検討すべきである。



〔パブリック・コメント手続〕

〔平成 19 年 12 月市議会定例会〕

最終結論	条文第 2 章協働に第 11 条（市民参画の推進）を規定。
------	-------------------------------

【第 12 条（市民の役割及び責務）について】

	主な議論・意見概要
（仮称）寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 （公募市民・学識経験者を構成員とした委員会）	【市民の役割及び責務について】 ・ 市民の専門性や知識をまちづくりにいかすなど、市民も役割を果たすことが必要である。 ・ 市民は市の情報を理解する努力が必要であり、行政に対し対案を出すことが必要である。 ・ 市民活動に参加しないことで、不利益を被ることがないようにしなければならないのではないかな。
（仮称）寝屋川市みんなのまち条例推進会議 （部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議）	【市民の役割及び責務について】 ・ 市民と行政では立場が異なり、それぞれの役割、責務も違う。 ・ 条文に行政の役割、責務について規定するのであれば、市民の役割、責務についても個別に規定した方が良いのではないかな。



〔パブリック・コメント手続〕

〔平成 19 年 12 月市議会定例会〕

最終結論	条文第 3 章市民に第 12 条（市民の役割及び責務）を規定。
------	---------------------------------

【第 13 条（議会の役割）について】

	主な議論・意見概要
（仮称）寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 （公募市民・学識経験者を構成員とした委員会）	【議会の役割について】 ・ 議会は、寝屋川市の重要な意思決定や行政運営の監視を行うとともに、議会としての意見を国等へ表明するもの。 ・ 議会、行政の役割を明確化し、両者が互いの役割を認識し、行動しなければならない。
（仮称）寝屋川市みんなのまち条例推進会議 （部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議）	【議会の役割について】 ・ 市民、議会、行政が共有する基本的な理念及び原則を定める条例であるので、議会についても定義付けをする。



〔パブリック・コメント手続〕

〔平成 19 年 12 月市議会定例会〕

最終結論	条文第 4 章議会に第 13 条（議会の役割）を規定。
------	-----------------------------

【第 14 条（議会の責務）について】

	主な議論・意見概要
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 (公募市民・学識経験者を構成員とした委員会)	【議会の責務について】 ・ 市民の信託に基づいて設置されている議会は、市民意見が反映される、市民に身近な存在であるべき。 ・ 議会もまた、社会状況の変化や、市民ニーズの多様化などに、迅速・的確に対応していくために、様々な面で改革を進めていく必要がある。 ・ 議会や議員の活動を市民が知ることができる仕組みが必要である。
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例推進会議 (部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議)	【議会の責務について】 ・ 議会は、その権限を行使するために、多様な市民意見や市の置かれている状況等を基に十分な議論を行い、適切に市民の意見を反映させ、市の将来を見据えた的確な結論を出すもの。協働のまちづくりに向けた、「協働する議会」が必要である。 ・ 議会活動に関する情報について、市民との共有を進める必要がある。



〔パブリック・コメント手続〕

〔平成 19 年 12 月市議会定例会〕

最終結論	条文第 4 章議会に第 14 条（議会の責務）を規定。
------	-----------------------------

【第 15 条（市議会議員の役割及び責務）について】

	主な議論・意見概要
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 （公募市民・学識経験者を構成員とした委員会）	【市議会議員の役割及び責務について】 ・ 議員は、市民から直接信託を受けた者として、積極的に自由討議を行い、議論の活性化に努める必要がある。 ・ 議員は常に資質向上に努めることが必要である。
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例推進会議 （部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議）	【市議会議員の役割及び責務について】 ・ 議員は府議会議員もいるので明確にするために、「議員の責務」から「市議会議員の責務」とする。



〔パブリック・コメント手続〕

〔平成 19 年 12 月市議会定例会〕

最終結論	条文第 4 章議会に第 15 条（市議会議員の役割及び責務）を規定。
------	------------------------------------

【第 16 条（市長の役割及び責務）について】

	主な議論・意見概要
（仮称）寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 （公募市民・学識経験者を構成員とした委員会）	【市長の役割及び責務について】 ・ 市民から直接選挙で選ばれた市長は、その信託に基づき、公正、誠実に寝屋川市の市政を担わなければならない。 ・ 市長の責任として、公正・誠実を確認すべき。 ・ 市長は、時代が要請する課題や市民のニーズの変化に対応し、行政施策の見直しや行政組織の改革を常に心がけ、市民の期待に誠実に応えるよう努めなければならない。また、職員を適切に指揮監督し、人材の育成に努めなければならない。
（仮称）寝屋川市みんなのまち条例推進会議 （部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議）	【市長の役割及び責務について】 ・ 一般的な地方自治法の市長の責務にとらわれず、この条例を実現させていくため、市長の役割及び責務について、あえて条例に規定した方が良いのではないか。 ・ 市長の役割は、「理念実現のため」に限定せず、公正かつ誠実に職務を遂行すると当たり前のことを規定すれば良いのではないか。



〔パブリック・コメント手続〕

〔平成 19 年 12 月市議会定例会〕

最終結論	条文第 5 章行政に第 16 条（市長の役割及び責務）を規定。
------	---------------------------------

【第 17 条（行政の役割及び責務）について】

	主な議論・意見概要
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 （公募市民・学識経験者を構成員とした委員会）	【行政の役割及び責務について】 ・ 行政内部の縦割りを打開するとともに、市民に優しい市役所が求められると考える。 ・ 地方自治法、地方公務員法などの法令で規定されている、行政が当然やるべきことまで条例で規定する必要はないのではないか。 ・ 公正かつ公平、市民に分かりやすいサービス、また、庁内横断的に、総合的な行政サービスを提供する必要がある。 ・ 創造的な仕事のできる職員、説明責任を果たせる職員の人材育成が必要である。
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例推進会議 （部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議）	【行政の役割及び責務について】 ・ 地方自治法に定義されていることをあえて条例で定義しなくても良いのではないかと考える。 ・ 縦割りの弊害の解消を目指して総合的な行政サービスの提供を行い、必要に応じて行政内部の権限移譲を進めるなど柔軟性を持った組織運営や、施策に優先順位をつけるなどメリハリのある財政運営、適材適所の配置等の人材の活用など、様々な面で改革に取り組むべきである。



〔パブリック・コメント手続〕

〔平成 19 年 12 月市議会定例会〕

最終結論	条文第 5 章行政に第 17 条（行政の役割及び責務）を規定。
------	---------------------------------

【第 18 条（職員の役割及び責務）について】

	主な議論・意見概要
（仮称）寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 （公募市民・学識経験者を構成員とした委員会）	【職員の役割及び責務について】 - 市職員は、全体の奉仕者として、市民が主役という意識を持ちながら、公正、誠実、効果的に職務を遂行するとともに、前例にとらわれることなく創造的な仕事を行うことが求められると考える。 - 職員の責任として、公正・誠実・効率を向上させるべきである。 - 市職員は、自己啓発に努め、課題の対応に必要な技能の向上や、市民に明確に説明するために必要な専門知識の取得などに意欲的に取り組まなければならないと考える。
（仮称）寝屋川市みんなのまち条例推進会議 （部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議）	【職員の役割及び責務について】 - 職員の役割を規定することも大切だが、本条例に職員一人一人がどう関わるか、全職員にどう浸透させていくのか、その過程が重要である。 - 市民に説明責任を果たしていくための専門知識や、分かりやすく説明するためのスキルの取得に努め、市民と交流・対話できるよう、コミュニケーション能力についても身につける必要があると考える。



〔パブリック・コメント手続〕

〔平成 19 年 12 月市議会定例会〕

最終結論	条文第 5 章行政に第 18 条（職員の役割及び責務）を規定。
------	---------------------------------

【第 19 条（行政運営）について】

	主な議論・意見概要
（仮称）寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 （公募市民・学識経験者を構成員とした委員会）	【行政運営について】 - 行政運営に当たっては、市の総合計画との関連を条例上どのように規定するか検討する必要がある。 - 行政は市民との情報共有を進め、広く市民の声を聴いたり、市民の行政運営への参画を積極的に推進していくなど、前例にとらわれることなく市民との協働を推進できる体制を整えなければならないと考える。
（仮称）寝屋川市みんなのまち条例推進会議 （部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議）	【行政運営について】 条例に市の行政運営に関する規定を設けるのであれば、理念条例である本条例と本市のまちづくりの指針であり、行政運営の指針となる総合計画との整合性を整理した上で定める必要がある。



〔パブリック・コメント手続〕

〔平成 19 年 12 月市議会定例会〕

最終結論	条文第 5 章行政に第 19 条（行政運営）を規定。
------	----------------------------

【第 20 条（財政運営）について】

	主な議論・意見概要
（仮称）寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 （公募市民・学識経験者を構成員とした委員会）	【財政運営について】 ・ 寝屋川市の財政は、市民の税金その他の貴重な財源によって支えられていることを踏まえ、公平で効率的に、かつ健全に運営されなければならない。 ・ 主要な施策への優先的な予算配分など、メリハリのある財政運営を行う必要がある。 ・ 寝屋川市は、予算の編成、執行、決算などの財政運営に関する情報を、市民にわかりやすい形で公表するよう努めなければならない。 ・ 寝屋川市は、予算の編成及び執行に当たっては、主要な施策への優先的な配分などを行い、効果的かつ効率的に財源を活用しなければならない。
（仮称）寝屋川市みんなのまち条例推進会議 （部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議）	【財政運営について】 ・ 財政運営の基本原則として、貴重な市民の税金等を財源としていることを認識することが欠かせない。予算は原則単年度で編成されるが、総合計画との整合や、社会経済情勢の変化への対応なども踏まえ、中・長期的な展望に立ち健全な財政運営が行われるべきである。 ・ 限られた財源を効果的かつ効率的に活用するため、何に優先的に配分していくべきかを検討しなければならない。また、健全な財政運営や「協働」のまちづくりを実現できる新しい予算編成手法に向けての検討など現在の手法の見直しも必要である。 ・ 財政状況についての情報は、すでに公表されているが、市民にとっては理解しにくい面もある。本市では、広報紙等による財政状況等の公表を行っているが、市民との情報共有の観点から、よりわかりやすい情報の公表が求められている。



〔パブリック・コメント手続〕

〔平成 19 年 12 月市議会定例会〕

最終結論	条文第 5 章行政に第 20 条（財政運営）を規定。
------	----------------------------

【第 21 条（行政評価）について】

	主な議論・意見概要
（仮称）寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 （公募市民・学識経験者を構成員とした委員会）	【行政評価について】 - 効率的かつ効果的な市政運営を推進し、総合計画の着実な実行と進行管理を行うとともに、施策、事業等の成果を市民に明らかにするため、施策、事業等について、評価を実施しなければならない。 - 評価結果を公表するとともに、市民が参加できる評価制度の運営を検討する必要がある。 - 市の事業、施策等を改善・改革するために適正な評価を行うことは、限られた行政資源を有効に活用するために必要である。 - 行政内部の評価だけでなく、市民が評価に参画できる評価制度について検討する必要がある。
（仮称）寝屋川市みんなのまち条例推進会議 （部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議）	【行政評価について】 執行機関等が行う施策や事業の執行による具体的な効果を明らかにするため、行政評価制度を実施し、その結果に対しての説明責任を果たさなければならないことを規定してはどうか。



〔パブリック・コメント手続〕

〔平成 19 年 12 月市議会定例会〕

最終結論	条文第 5 章行政に第 21 条（行政評価）を規定。
------	----------------------------

【第 22 条（行政手続）について】

	主な議論・意見概要
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 （公募市民・学識経験者を構成員とした委員会）	【行政手続について】 - 行政は、行政手続を適正に行うことにより、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利・利益の保護に努めなければならない。 - 行政手続に関し共通する事項を定めることにより、行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかとなり、かつ、全ての市民に対して同じ基準が適用されることによって公正の確保が図られるのではないか。
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例推進会議 （部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議）	【行政手続について】 行政手続に関し共通する事項を「寝屋川市行政手続条例」で定めることにより、市政運営における公正の確保及び透明性の向上に努める。



〔パブリック・コメント手続〕

〔平成 19 年 12 月市議会定例会〕

最終結論	条文第 5 章行政に第 22 条（行政手続）を規定。
------	----------------------------

【第 23 条（法令遵守）について】

	主な議論・意見概要
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 (公募市民・学識経験者を構成員とした委員会)	【法令遵守について】 ・ 法令遵守に関する規定については、特に議論なし。
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例推進会議 (部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議)	【法令遵守について】 ・ 「法令遵守」を規定するのであれば、行政だけの規定で良いのか。市民、議会も含め法令を遵守すべきではないか。 ・ 市民も行政も法令を遵守する必要があるが、課税権等の権利を有する行政は市民とは立場が違う。強制力のある主体が公正・誠実に職務を行う必要性から、行政に特化した規定が必要である。



〔パブリック・コメント手続〕

〔平成 19 年 12 月市議会定例会〕

最終結論	条文第 5 章行政に第 23 条（法令遵守）を規定。
------	----------------------------

【第 24 条（国、他の自治体等との連携）について】

	主な議論・意見概要
（仮称）寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 （公募市民・学識経験者を構成員とした委員会）	【国、他の自治体等との連携について】 ・ 市は近隣自治体と連携・協力するとともに、大阪府、国とも適切な役割分担と必要に応じた積極的な調整や連携を行い、まちづくりを進めることが必要である。 ・ 国や大阪府との調整が必要なときは、市は市民の立場で積極的に調整を行うべきである。 ・ 市は、国及び府と対等・協力関係を基本に役割分担を行い、市全体の利益のために、連携・調整を行わなければならないと考える。
（仮称）寝屋川市みんなのまち条例推進会議 （部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議）	【国、他の自治体等との連携について】 ・ 市域を越えて広域的に対処しなければならない課題や共通する課題に対応するため、国や他の自治体等と連携・協力を進めることが必要である。 ・ 地方分権の進展により、市町村は法的には国や都道府県と対等な関係になった。以前は、国の見解や解釈に頼っていたことも、これからは自主的な判断を求められることになる。また、国や他の自治体との意見の相違が起こった場合にも、対等・協力関係を基本として、市民の利益が損なわれないように対処することが求められる。



〔パブリック・コメント手続〕

〔平成 19 年 12 月市議会定例会〕

最終結論	条文第 5 章行政に第 24 条（国、他の自治体等との連携）を規定。
------	------------------------------------

【第 25 条（この条例の位置付け）について】

	主な議論・意見概要
（仮称）寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 （公募市民・学識経験者を構成員とした委員会）	【この条例の位置付けについて】 ・ 本条例は、市の最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、条例の趣旨を尊重し、本条例との整合性を図る必要がある。 ・ 条例に法的な上下関係はないのではないか。上位の条例という意味での最高規範というよりも、本条例の趣旨を尊重してもらいたいという思いの方が強いのではないか。
（仮称）寝屋川市みんなのまち条例推進会議 （部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議）	【この条例の位置付けについて】 ・ 本条例は理念条例であるため、最高規範的なものとするのか整理する必要がある。 ・ 他の条例との関係において、条例に優劣はないので、条例の位置付けとして、「最高規範」と明記する必要性は低いと考える。しかしながら、本条例がまちづくりの基本原則となる条例であるということを明確に示しておくことは重要であるため、条文に本条例の位置付けと本条例を遵守し、本条例の趣旨を尊重する旨を規定してはどうか。



〔パブリック・コメント手続〕

〔平成 19 年 12 月市議会定例会〕

最終結論	条文第 6 章条例の実効性の確保等に第 25 条（この条例の位置付け）を規定。
------	---

【第 26 条（住民投票制度）について】

	主な議論・意見概要
（仮称）寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 （公募市民・学識経験者を構成員とした委員会）	【住民投票制度について】 ・ 市民の力をまちづくりに活用するためには、住民投票など市民がまちづくりに参加できる仕組みや、市民の専門性や能力を地域資源として把握する仕組みづくりが必要である。 ・ 住民の意思を確認するための大切な手法として住民投票を規定していくとともに、今後、寝屋川市にふさわしい、かつ実効性があり市民の意思をいかせる住民投票制度について検討を行う必要がある。 ・ 住民投票は直接住民の意見を問う制度として有意義だが、住民投票に至るまでに、市民への事前の情報提供や勉強会の開催、理解を深めるための議論を必ず行うべきである。そのためにも、対話の場や交流の場の設置、市民参画の充実が必要なのではないか。
（仮称）寝屋川市みんなのまち条例推進会議 （部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議）	【住民投票制度について】 ・ 将来住民投票するような場合があるのか。住民投票制度を本条例に規定する必要があるのか議論する必要があるのではないかな。 ・ どういう事項を住民投票するのか規定した方が良いのではないかな。



〔パブリック・コメント手続〕

〔平成 19 年 12 月市議会定例会〕

最終結論	条文第 6 章条例の実効性の確保等に第 26 条（住民投票制度）を規定。
------	--------------------------------------

【第 27 条（条例の検証）について】

	主な議論・意見概要
（仮称）寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 （公募市民・学識経験者を構成員とした委員会）	【条例の検証について】 ・ 社会の情勢の変化に応じて、その内容の妥当性を常に検証していく必要があり、条例の見直し規定を設ける必要がある。
（仮称）寝屋川市みんなのまち条例推進会議 （部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議）	【条例の検証について】 ・ 「条例の見直し」ではなく、「条例の検証」について条文に規定し、定期的な検証を行うための期間を明文化した方が良いと考える。 ・ 市の憲法となる条例とされるので、検証する期間については、適切なものとなるよう検討が必要である。



〔パブリック・コメント手続〕

〔平成 19 年 12 月市議会定例会〕

最終結論	条文第 6 章条例の実効性の確保等に第 27 条（条例の検証）を規定。
------	-------------------------------------